

メディアを利用して行う同時双方向型の遠隔授業」の実施に関するQ&A

令和7年7月1日

鳥取西高等学校

Q1 対象となる「不登校」の生徒とは、どのような生徒ですか？

A1 文部科学省通知「高等学校における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」（令和6年2月13日付5文科初第2030号）では、「不登校」の生徒とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考とし、学校や教育委員会で適切に判断することとなっています。断続的な不登校や不登校の傾向が見られる生徒も対象となり得ます。

学習意欲はありながら登校できない生徒に学習機会を保障し、不登校状態を解消していくために実施していくものです。「現時点では教室に戻れないが、症状が改善したら教室に戻り学校で学びたい」といった意欲を確認しながら進めていきます。

Q2 同時双方向型の遠隔授業とは具体的にどのようなものですか？

A2 文部科学省は、「多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業（遠隔授業）」の条件として、次の（１）、（２）のように示しています。

（１）通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向的に行われるものであること。

（２）メディアを利用して行う授業が行われる教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものであること。

「同時かつ双方向的」とは、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことです。

具体的な授業の実施については、個々の生徒の状況、受講する場所、通信環境、履修する各教科・科目（実技・実習等も含む）等の特性を踏まえ、使用するメディア等最適の方法を検討し実施します。

Q3 遠隔授業を受講するためにはどのような手続きが必要ですか？

A3 次の①～④の流れで実施します。

①学校は、長期の欠席および欠席日数が増加傾向にある生徒・保護者に対して「遠隔授業」を活用した支援について説明をし、相談に応じます。（原則として、欠席日数が30日を超えた生徒・保護者。30日以内の場合は学校の判断による。）

②希望をする生徒・保護者が、学校に【別紙様式1】「遠隔授業受講希望願」を提出します。

③学校は、遠隔授業の実施方法を検討し、生徒・保護者に連絡します。

④「遠隔授業」を実施します。

Q4 自宅等で遠隔授業を受けた場合、出欠席の扱いはどうなりますか？

A4 メディアを利用して行う遠隔授業（同時双方向型）を教育支援センターや自宅、病室等で受けた場合でも、校長は、指導要録上、出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能です。その際、画面を通じて、あるいは端末の画面共有機能や共同編集機能、チャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いとすることを認めることが考えられます。

Q5 保護者が不在の自宅でも生徒が一人で受講することができますか？

A5 実施できます。

遠隔授業においては受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することを原則にしつつ、次の場合は例外的に教員を配置することは必ずしも要しないとされています。

○不登校生徒が対象の場合

- ・自宅においては、教職員の配置は示されていない
- ・その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）においては、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切と示されています。

○病気療養中等の生徒が対象の場合

- ・受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

いずれの場合も、学校と保護者、関係機関等が連携・協力し緊急時などの対応も含め実施体制を整える必要があります。

Q6 遠隔授業は、希望すればいつまでも実施してもらえますか？

A6 最初は、一か月程度を目安に実施します。その後、一か月単位で延長することができます。ただし、三か月程度経過したのち、遠隔授業の実施状況や学習意欲、病気の状況等を踏まえ、今後の適切な支援の在り方を検討します。